

一般質問発言通告書

発言順位

4番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和2年 9月 8日

三島市議会議長 大房正治様

三島市議会議員 9番 沈久美



質問事項1	様変わりする「ひとり親家庭（子・同居親・別居親）」をどう支えていくか
具体的な内容	夫婦の3組に1組が離婚するといわれる時代にあり、親が離婚した子は全国で20万人を超え、70年間で2.7倍に増えている。母子家庭の7割超は養育費を受け取れず、父親（別居親）の約半数は離別した子と交流できず面会を求める訴訟が相次ぐ。これは日本が「単独親権」を採用している影響が大きいが、「子どもの連れ去り事例の多発」、「コロナ感染を恐れ仕事を断念したシングルマザー3割」、「コロナ感染拡大を理由に子にまったく会えなくなった44%」などというように、コロナ禍がひとり親や別居親子の困難に追い打ちをかけているとの報道を見聞するたび「共同親権」の獲得を待つばかりではいけないと痛感する。今まさに親の離婚で心身を揺さぶられている子どもを守るため、できるだけ早い時期に、市として「共同養育」へ向かう取り組み=有効な一歩を踏み出せないものか。
	離婚が貧困と親子の絶縁を生む中、「地域の力で子育てを支えます」を基本目標の一つに掲げ、「子どもの最善の利益」実現を目指す三島市は、様変わりするひとり親家庭の現状をどのようにとらえているのか。「私人間の紛争に行政は介入すべきでない」との考え方を示す市町がある一方で、離婚に関わる困窮家庭救済に手厚い明石市のような例もある。別居親まで包括したひとり親とその子どもに関する三島市の実態把握の状況と見解を伺う。
1	民法第766条の一部改正における面会交流と養育費の取り決めの明文化についての見解
2	養育費と面会交流それぞれにおける三島市の実態と離婚後の支援状況および見解
3	離婚に関する相談件数と相談内容、指導方針など
4	調査、相談、面会交流と養育費支援、離婚時配布物、WEB発信など、共同養育への見解
質問事項2	市民ニーズにきめ細かく応える持続可能な地域公共交通を目指して
具体的な内容	住民の高齢化や少子化を背景に、市街地の病院への通院、買い物や通勤・通学のため鉄道に乗り継ぐ交通手段など、暮らしに欠かせない公共交通インフラとして公営バスに対する市民ニーズは高まっている。しかしその一方で、民間のバス会社では乗客数減や人件費高・固定費高による採算の悪化などから路線縮小や便数減が進んでいる。市内にはコミュニティバスや自主運行バスが存在するが、少子高齢・人口減少の現状に合わなくなっている。
	交通空白地域、交通不便地域に居住する主に免許返納後や独居高齢者と妊娠中育児中家庭の外出を阻み、人と人の交流と市街地の飲食店にも影響が及んでいる。また、駐車場の慢性的な不足と駐車料金の負担感も看過できない。さらにコロナ禍による自粛ムードからタクシーを含めた公共交通は軒並み悲鳴を上げており、壊滅寸前の段階と言えるだろう。
	もはや路線ごとの枝葉的対策ではどうにもならない。今こそ市が中心となり、まちづくり、健康づくり、子育て、教育とも連携した根本的な見直しときめ細やかな施策で面向的な交通ネットワークを再構築し、収支改善、市民の足の確保と交流機会への誘導、街の活性化と市民の健康向上、子どもの地域愛醸成等を一举同時にいきたいものである。地域の公共交通の惨状を市はどうのようにとらえているのか見解を伺う。
1	地域の鉄道、バス、タクシー各社の収支状況（コミュニティバス、自主運行バス含む）
2	交通空白地域、交通不便地域はどこか。乗客の利用状況とマイカー利用について
3	デマンドバス導入に関する見解と、利用者ニーズの把握調査への取り組み状況
4	地域公共交通に関する模範例としてとくに注目している地域について
5	専門家を交えた協議会設置への見解（既存路線・既得権益ゼロベース化が基本）